

地域の皆様へ

下田市教育委員会

緊急事態宣言の解除を受けた市内各小中学校の対応について

地域の皆様におかれましては、日頃から市内小中学校の教育活動に対してご理解ご協力をありがとうございます。県の感染レベルが6から5に引き下げられ、緊急事態宣言も9/30をもって解除されることとなりました。これを受け、10/1からの各校の教育活動について、下記のとおり対応させていただきます。気を緩めることなく、感染症対策を十分講じつつ、可能なものについては活動を再開していくこととなります。ご理解ご協力のほどお願いいたします。

記

- 1 学校における行事・活動（運動会や部活動、修学旅行等泊を伴う活動、その他校外学習等）について、別紙1「県の感染レベル4」相当の対応とします。

《参考...「県の感染レベル4」相当の対応》

運動会は来場者の制限、応援時のマスクの着用及び手指消毒を徹底する等、具体的な対応策を講じた上で実施を可とする。

部活動は、十分な感染症対策を講じた上で校内での練習を再開し、対外試合の参加を可とする。

修学旅行等泊を伴う活動は、警戒宣言発令地域・まん延防止重点措置区域を目的地としていなければ実施可とする（実施する場合はその時点の感染状況を踏まえ、市教委と相談の上判断）。

その他宿泊を伴わない校外活動は十分に感染症対策を講じた上で実施する。

授業については、感染症対策を講じた上で通常どおり実施する。

上記の内容を目安としながら、地域の感染状況を考慮し、必要に応じて保健所や学校医からの助言、市校長会との協議等を踏まえ、実施について判断します。

- 2 各校においては、引き続き十分感染症対策を講じながら教育活動を進めるとともに、以下のとおり、ご家庭のご協力をお願いしています。

《保護者の皆様へ》

児童生徒本人だけでなく、同居のご家族に同様の症状が見られる場合も、登校を控えてください。また、同居のご家族の日々の健康観察も継続してお願いします（健康観察カードに「コミュニティ」の項目を加えたものを使用します。可能であれば、ご家族の皆様も「下田モデルカード」の活用をお願いします）。

登校後、かぜ症状（37.5度以上の発熱や咳等）により早退する場合の兄弟姉妹の対応については、それぞれのお子さんの状態により判断してください（心配がある場合は、同様に早退させてください。発熱があるなど明らかな症状が見られる場合は、兄弟姉妹についても早退させるようご協力をお願いします）。

感染者や濃厚接触者、欠席をしている児童生徒への対応や噂など、コロナに関連する誹謗中傷や差別が懸念されています。学校でも指導をしておりますので、差別や偏見を生むことがないように、ご家庭・地域でもご協力をお願いします。